第十九条第一項	受領した収益をいう。）に係るもの	［削る］	第二十条第一項、第四項及び第六項	第二十条第二項
	受領した収益をいう。）に係るもの（額が変動する場合に限る。）の変動額	［削る］	追加事業報酬	第十一条第一項
	［削る］	［削る］	第九条	
	［削る］	［削る］	追加事業報酬（額が変動する場合に限る。）の変動額	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十一条第一項

第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	第二十条第三項の表	［新設］	第二十条第二項
	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）	第十三条	［新設］	第十一条第一項
	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十三条	［新設］	［新設］	法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十一条第一項